

○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案（平成二十五年総務省省令第三十一号） 新旧対照案文

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二号の二の三(第 11 条の 2 の 3 関係)		別表第二号の二の三(第 11 条の 2 の 3 関係)	
対象となる無線局	情報提供項目	対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局(法第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。)	1 免許人等の氏名又は名称(注 1)	開設指針において定める終了促進措置に係る無線局(法第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。)	1 免許人等の氏名又は名称(注 1)
	2 住所(注 2)		2 住所(注 2)
	3 無線局の種別		3 無線局の種別
	4 無線局の目的 <u>及び通信事項</u> (注 3)		4 無線局の目的(注 3)
	5 無線設備の設置場所(注 4)		5 無線設備の設置場所(注 4)
	6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅(注 5)		6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅(注 5)
	7 空中線電力		7 空中線電力
	8 適合表示無線設備の番号(注 6)		8 適合表示無線設備の番号(注 6)
	9 開設している無線局の数(注 7)		9 開設している無線局の数(注 7)
注 1～7 (略)		注 1～7 (略)	
別表第二号の二の四(第 11 条の 2 の 4 第 2 項関係)	(略)	別表第二号の二の四(第 11 条の 2 の 4 第 2 項関係)	(略)

記

- 1 (略)
- 2 開設又は変更しようとする無線局の概要(注3)

(1)・(2) (略)

(3) 種別

(4) 目的

(5) 通信事項

(6) 識別信号

(7) 無線設備の設置場所又は移動範囲

(8) 電波の型式及び周波数

占有周波数帯幅

電波の型式

周波数

(9) 空中線電力

(10) その他

- 3～5 (略)

注1・2 (略)

3 2の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

(1) (1)の免許等の番号、(2)の免許等の年月日及び(6)の識別信号については、現に免許等を受けている無線局の免許等の番号及び年月日並びに識別信号を記載すること。

(2) (3)の種別は、第11条の2の5第1項各号又は第2項各号に

記

- 1 (略)
- 2 開設又は変更しようとする無線局の概要(注3)

(1)・(2) (略)

(3) 無線局の種別

(4) 無線局の目的

(5) 識別信号

(6) 無線設備の設置場所又は移動範囲

(7) 電波の型式及び周波数

占有周波数帯幅

電波の型式

周波数

(8) 空中線電力

(9) その他

- 3～5 (略)

注1・2 (略)

3 2の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

(1) (1)の免許等の番号、(2)の免許等の年月日及び(5)の識別信号については、現に免許等を受けている無線局の免許等の番号及び識別信号を記載すること。

(2) (3)の無線局の種別は、第11条の2の5に掲げる無線局の種別

掲げる無線局の種別を、次の表に掲げる記号により記載すること。

(表 略)

(3) (4)の目的は、「電気通信業務用」、「公共業務用」、「基幹放送用(超短波放送(コミュニティ放送))」又は「一般業務用」のように記載すること。

(4) (5)の通信事項は、「電気通信業務に関する事項」、「防災行政事務に関する事項」、「電気事業に関する事項」又は「一般業務用通信に関する事項」のように記載すること。

(5) (7)の無線設備の設置場所については、送信空中線及び受信空中線の位置の緯度及び経度を、度、分及び秒をもって記載すること。

(6) (8)の電波の型式及び周波数並びに (9)の空中線電力は、開設又は変更をしようとする無線局の種別に応じて、免許規則別表第二号、別表第二号第2、別表第二号第5又は別表第二号第6の様式の記載要領の該当する注に従って記載すること。ただし、周波数については、混信又はふくそう調査に必要な特定の周波数を記載すること。

(7) (6)の識別信号及び (8)の電波の型式については、登録局にあつては、記載を省略する。

4～6 (略)

別表第二号の二の五 (第11条の2の4第2項関係)

を、次の表に掲げる記号により記載すること。

(表 略)

(3) (4)の無線局の目的は、「超短波放送(コミュニティ放送)」、「電気通信業務用」、「気象業務用」、「防災行政用」、「電気事業用」又は「科学実験用」のように記載すること。

(4) (6)の無線設備の設置場所については、送信空中線及び受信空中線の位置の緯度及び経度を、度、分及び秒をもって記載すること。

(5) (7)の電波の型式及び周波数並びに (8)の空中線電力は、開設又は変更をしようとする無線局の種別に応じて、免許規則の別表第二号、別表第二号第2、別表第二号第5又は別表第二号第6の様式の記載要領の該当する注に従って記載すること。ただし、周波数については、混信又はふくそう調査に必要な特定の周波数を記載すること。

(6) (5)の識別信号及び (7)の電波の型式については、登録局にあつては 記載を省略する。

4～6 (略)

別表第二号の二の五 (第11条の2の4第2項関係)

(略)

記

1 (略)

2 開設しようとする無線局の概要

(1) 種別

(2) 目的

(3) 通信事項

(4) 識別信号

(5) 無線設備の設置場所又は移動範囲

(6) 周波数等

占有周波数帯幅

電波の型式

周波数

(7) 空中線電力

3・4 (略)

注 (略)

(略)

記

1 (略)

2 開設しようとする無線局の概要

(1) 無線局の種別

(2) 無線局の目的

(3) 識別信号

(4) 無線設備の設置場所又は移動範囲

(5) 周波数等

占有周波数帯幅

電波の型式

周波数

(6) 空中線電力

3・4 (略)

注 (略)

改正案	現行												
<p>別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>1 1枚目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">無線局事項書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;"> <u>14 無線局</u> の目的コ ード </td> <td style="padding: 2px;">無線局の目的コード [] 基幹放送の種類コード []</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">長 辺 (日本工業規格A列4番)</p> </div> <p>2～6 (略)</p> <p>注1～15 (略)</p> <p>16 14の欄は、コード表により該当するコード <u>(無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。)</u> を記載すること。</p> <p>17～36 (略)</p> <p>別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様</p>	(略)		<u>14 無線局</u> の目的コ ード	無線局の目的コード [] 基幹放送の種類コード []	(略)		<p>別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>1 1枚目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">無線局事項書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;"> <u>14 無線局</u> の目的コ ード </td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">長 辺 (日本工業規格A列4番)</p> </div> <p>2～6 (同左)</p> <p>注1～15 (同左)</p> <p>16 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。</p> <p>17～36 (同左)</p> <p>別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様</p>	(略)		<u>14 無線局</u> の目的コ ード		(略)	
(略)													
<u>14 無線局</u> の目的コ ード	無線局の目的コード [] 基幹放送の種類コード []												
(略)													
(略)													
<u>14 無線局</u> の目的コ ード													
(略)													

式（第4条、第12条関係）

1 1枚目

短
辺

無線局事項書	
(略)	
14 無線局 の目的コ ード	無線局の目的コード [] 基幹放送の種類コード []
(略)	

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2・3 (略)

注1～15 (略)

16 14の欄は、コード表により該当するコード (無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。) を記載すること。

17～46 (略)

別表第二号の三第2 パーソナル無線の無線局事項書及び工事設計書の様式
(第4条、第12条関係)

短

無線局事項書及び工事設計書	
(略)	
6 無線局の目的	簡易無線業務用

式（第4条、第12条関係）

1 1枚目

短
辺

無線局事項書			
(略)			
14 無線局 の目的コ ード			
(略)			

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2・3 (同左)

注1～15 (同左)

16 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

17～46 (同左)

別表第二号の三第2 パーソナル無線の無線局事項書及び工事設計書の様式
(第4条、第12条関係)

短

無線局事項書及び工事設計書	
(略)	
6 無線局の目的	簡易な業務用

(略)
長 辺 (日本工業規格A列4番)
注1～18 (略)

(略)
長 辺 (日本工業規格A列4番)
注1～18 (略)

附 則

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。